【記載例２】　　《繰越控除１年目》

前年から繰り越された損失額を、令和７年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和７年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

1　「分離長期譲渡所得」の金額
- 「収入金額」　5,000,000円　・「必要経費」　3,500,000円
- 「所得金額」　1,500,000円

2　「不動産所得」の金額
- 「収入金額」　17,000,000円　・「所得金額」　10,000,000円

3　「給与所得」の金額
- 「収入金額」　8,000,000 円　・「所得金額」　6,100,000 円

4　給与所得に係る「源泉徴収税額」　280,200 円（年末調整済）

5　「繰越損失額」　△6,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが**自動計算**され便利です。
この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の所得金額等「⑫合計」欄は、まず、「措法 41 の５の２による繰越損失額」（△6,450,000 円）を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」（1,500,000 円）から差し引き、次に、その引き切れない金額（△4,950,000 円）を、①欄から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額（16,100,000 円）から差し引いた残額（11,150,000 円）を記載します。

《第三表》

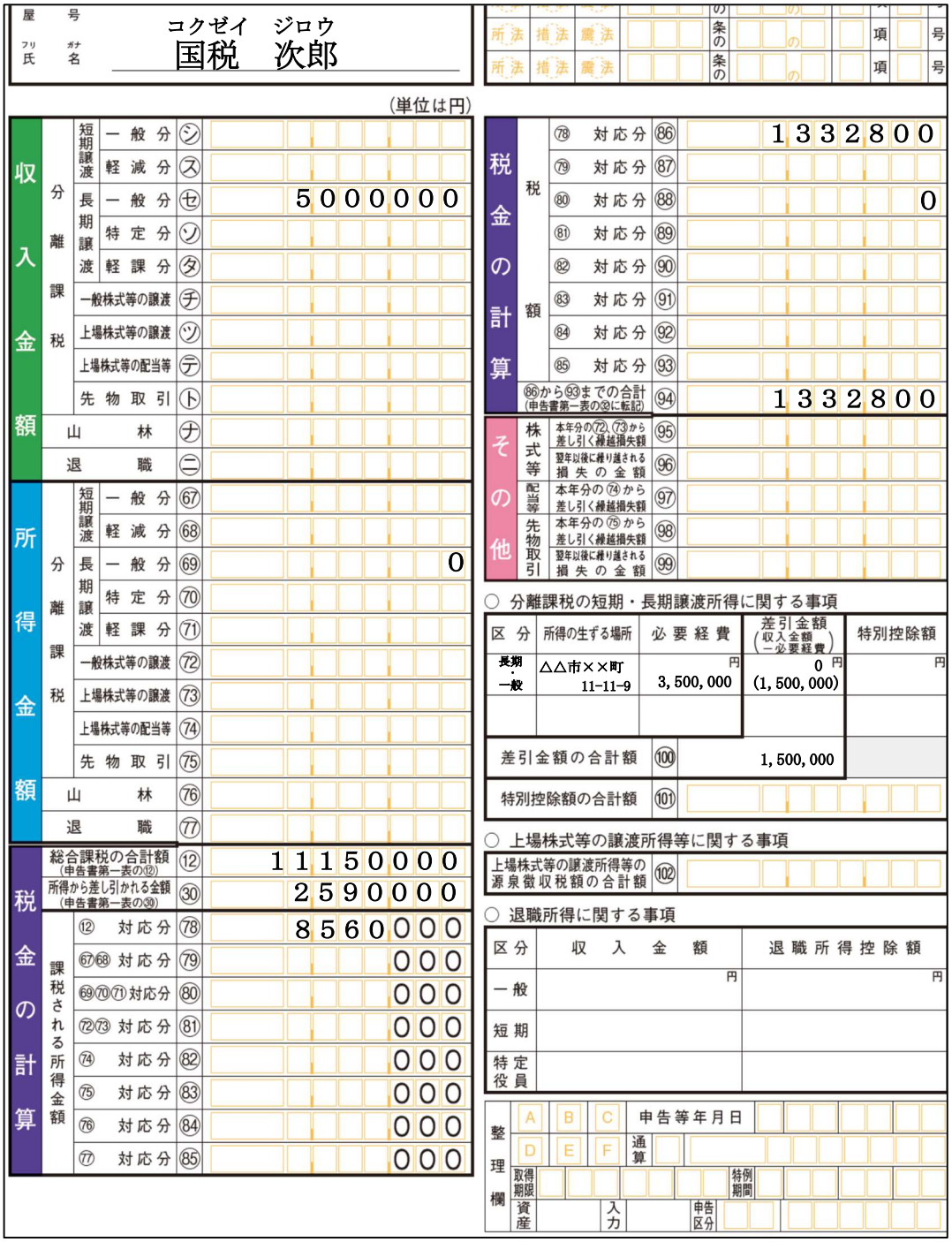

（記載に当たっての留意事項）

措法41の５の２による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○　分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法 41 の５の２による繰越損失額を差し引く前の金額(1,500,000 円)を下段にかっこ書し、上段に差し引き後の金額(０円)を記載します。